

第2部

各論

1 地域包括ケアシステムの構築

基本目標1 地域包括ケア体制の推進

施策の方向性(1) 地域包括支援センターの充実・強化

①事業名：地域包括支援センター運営事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>地域包括支援センターは、地域の中核機関として、日常生活圏域ごとに委託により設置し、運営しています。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが各々の専門職の知識を活かしながら、総合相談・支援業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援といった基本的業務を行っています。また、介護予防講座の広報、職員の資質向上のための各種研修会への参加など、地域包括支援センターの充実に向けて活動しています。</p>
今後の取り組み	<p>地域包括ケアを提供するためには、地域住民のニーズに応じて医療・保健・介護・福祉サービスを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要となり、その主体として地域包括支援センターの役割が期待されています。</p> <p>地域包括支援センターを、逗子市保健センター内に1か所設け、3か所に増やし、地域の高齢者の在宅生活を適切に支援していくために、地域包括支援センターが果たすべき役割、その活動に見合った体制のための機能強化を図っていきます。また、機能強化型の地域包括支援センターの位置付け等、3か所のセンター間の役割分担・連携を強化し、効率的な運営ができるよう努めていきます。</p> <p>地域包括支援センターでは、高齢者を地域で支えるために、地域課題の把握や地域ケア会議を開催し、地域の自治会や民生委員等、関係機関とのネットワークの構築に努めていきます。</p> <p>市は、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に当たり、運営方針を明示するとともに、地域包括支援センターが関係機関とのネットワーク構築が築けるよう支援していきます。</p>

施策の方向性（2）在宅医療と介護の連携

①事業名：地域包括ケアシステム推進事業（主担当課：介護保険課）

<p>事業内容</p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、推進を図ります。</p> <p>医療関係機関を含めた多職種が協働し、高齢者の個別ケースの支援内容等を検討、課題解決に当たるための地域包括ケア会議を開催し、地域の関係機関等と相互の連携を図れるようネットワークを構築しています。</p> <p>なお、地域包括支援センターでは、地域における課題把握に取り組み、多職種による地域ケア会議を開催するなど、関係機関との連携を図っています。</p>
<p>今後の取り組み</p>	<p>地域包括ケア会議において、医療、介護職等の地域における様々な関係機関と連携を図り、高齢者の様々な課題や支援方法等を検討していきます。</p> <p>逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会小委員会における在宅医療拠点の検討状況を踏まえ、医療と介護の連携を図ることができるよう、検討していきます。</p> <p>さらに、多職種の関係機関等とのネットワーク構築に努め、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図っていきます。</p>

②事業名：地域医療充実事業（主担当課：国保健康課）

<p>事業内容</p>	<p>今後の地域医療の在り方について、逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・葉山町等と連携し、逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会での検討を踏まえ、必要な整備を行います。</p>
<p>今後の取り組み</p>	<p>地域医療に関する課題を検討するための小委員会において、課題解決に向けた検討を進めます。</p> <p>平成25年度からの検討テーマである在宅医療について、抽出した課題の解決に向けた検討を行い、逗葉地域における在宅医療の仕組みづくりを進めます。</p> <p>具体的には、在宅医療の連携拠点の設置、チーム医療や情報提供体制の構築、後方支援病院の調整を進めるとともに、医療と介護の連携強化のため、逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会と行政のほかに、介護職も含めた多職種研修等を実施します。</p>

施策の方向性（3）在宅生活の支援

①事業名：生活支援体制整備事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	地域資源の開発やネットワークの構築、サービスのニーズと取り組みのマッチング等、生活支援・介護予防サービスの充実を図るための体制整備を行います。また、多様な関係機関の情報共有及び連携を図るための協議体を設置する等、利用者のニーズに合った多様な生活支援サービスが提供できるよう体制整備に努めます。
今後の取り組み	平成 27・28 年度は、市が指定する事業者や多様なサービス主体が、要支援者のための訪問型サービスや通所型サービスを提供できるよう、体制の構築を図ります。 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を推進するため、生活支援コーディネート業務を社会福祉協議会に委託します。社会福祉協議会は、生活支援サービスを担う多様な関係団体等とのコーディネーターとしての機能を担い、市は情報共有及び連携協働による取り組みを推進するための協議体を設置し、地域のインフォーマルサービス等の担い手の養成やサービスの開発を行っていきます。

②事業名：ひとり暮らし高齢者訪問事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者等を対象に、原則として1年に2回の頻度で訪問を行い、安否、健康状態、緊急連絡先等の確認、各種相談にに応じています。
今後の取り組み	社会福祉協議会に委託し、定期的な訪問を行うことで、介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者の生活状況、身体状況等について把握していきます。また、必要に応じ地域包括支援センター等と連携し、介護サービスの利用につなげる等、高齢者を継続的に見守っていきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問件数	件	1,788	1,819	1,900	2,000	2,100	2,200

※平成 26 年度は見込値

③事業名：福祉緊急通報システム事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	疾病等により身体状況に不安があるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び重度の身体障がい者のみの世帯等に対して、緊急通報機器（ペンダント型無線発信器、生活行動探知機）を貸与することにより、急病等の緊急事態に対する不安を解消し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援しています。
今後の取り組み	急病等の緊急時に迅速な対応を可能とすることで、今後も高齢者が地域で安心して生活できるよう努めていきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置数	件	88	87	85	90	90	90

※平成26年度は見込値

④事業名：福祉配食サービス事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	低栄養状態の予防・改善のための食事の確保と日常の安否確認について、支援が必要なひとり暮らしの高齢者等に対し、訪問による食事の提供（昼食）と安否確認を行うことにより、自立した在宅生活を支援しています。
今後の取り組み	同様の民間サービスの充実等により利用者数が減少傾向にありますが、今後も介護保険制度やその他サービスとの調整を図りながら、対象者の状況に合ったアセスメントを行ったうえで、事業を実施していきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用実人員	人	140	101	100	100	100	100
配食延回数	食	11,514	8,445	7,200	7,500	7,500	7,500

※平成26年度は見込値

⑤事業名：在宅高齢者紙おむつ等支給事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	要介護3以上と認定された高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護に必要な紙おむつ等の一部を支給し、家族による在宅介護の負担軽減を図っています。また、より適正な支給を行うため、支給方法の見直しを図り、支給限度額を年額制から月額制にしています。
今後の取り組み	介護認定者数の増加に伴い、支給者数も増加傾向にあります。今後も事業についての周知を徹底し、家族による在宅介護の負担軽減を図っていきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用実人数	人	505	521	500	510	520	530

※平成26年度は見込値

⑥事業名：寝具乾燥サービス事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	ひとり暮らしや寝たきりの高齢者で、家屋状況等から屋外で寝具を乾燥させることが困難な市町村民税非課税の方に対して、寝具の乾燥を行うことにより、高齢者の衛生的な生活の向上を図っています。
今後の取り組み	利用者は固定的で横ばい傾向にありますが、今後もひとり暮らしや寝たきり等の高齢者が衛生的な生活を送れるよう支援していきます。

⑦事業名：緊急短期入所生活介護事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	在宅の寝たきり高齢者等を介護する家族が、社会的理由（災害・事故・疾病等）で一時的に介護できなくなったとき、指定機関（特別養護老人ホーム）に一定期間（原則1か月に1回7日間を限度）緊急に入所させることにより、在宅高齢者等の福祉の向上を図ります。
今後の取り組み	介護保険制度の利用を優先させるため、利用はほとんどありませんが、今後も事業を継続していきます。

⑦事業名：ふれあい収集（主担当課：環境クリーンセンター）

事業内容	自ら一定の場所までごみを持ち出せず、身近な人に協力が得られない、日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者（おおむね 65 歳以上）のみの世帯、障がい者のみの世帯等を対象に、職員が玄関先まで出向いて、ごみを引き取り、併せて安否の確認をしています。
今後の取り組み	ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、利用対象者の増が見込まれますが、関係機関と連携を図り、現制度を実施していきます。

施策の方向性（4）地域福祉の推進（見守り・支え合い）

①事業名：ひとり暮らし高齢者交流等活動事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	民生委員児童委員協議会に委託し、ひとり暮らし高齢者を訪問し、状況把握と安否確認をするとともに、地域における交流活動を行っています。
今後の取り組み	民生委員による訪問活動により、地域におけるひとり暮らし高齢者の見守りを今後も行っていきます。また、交流活動を行うことで、地域に外出する機会や交流の場を提供し、高齢者が孤独にならないための環境づくりを進めていきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	人	646	646	650	660	660	660

※平成26年度は見込値

②事業名：地域福祉推進事業（主担当課：社会福祉課）

事業内容	大人を含めたすべての人に対し、福祉への関心を高め、支え合い・助け合いの気持ちを醸成することにより、地域福祉を推進します。
今後の取り組み	教育機関や関係団体、福祉施設等と連携し、地域の福祉課題に即した福祉教育について、学校を含む地域の場で実践し、地域福祉活動の担い手の育成を進めます。

③事業名：社会福祉協議会との連携・協働（主担当課：社会福祉課）

事業内容	社会福祉協議会と一体的に策定した「福祉プラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を推進し、地域の実情に応じた地域福祉の推進を図ります。
今後の取り組み	社会福祉協議会が自主事業として推進する地域安心生活サポート事業（地域による主体的な見守り活動）を基盤に、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、関係機関・団体等と連携し、多様化し増大する地域課題や福祉ニーズへの体制強化に努めます。 社会福祉法に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定される社会福祉協議会が、その持ち味をより発揮できるよう支援します。

④事業名：民生委員・児童委員（主担当課：社会福祉課）

事業内容	<p>民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や行政機関等へ橋渡しを行います。また、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問等を通じ、地域が抱える日常生活課題や問題を把握するとともに、解決・改善に向けて地域住民や関係機関・団体と連携、協力し取り組むことにより、誰もが安心して住み続けられるための地域の絆づくりを進めます。</p>
今後の取り組み	<p>引き続き、地域福祉の充実のための取り組みを進めます。</p>

⑤事業名：消費生活相談（主担当課：生活安全課）

事業内容	<p>消費者保護、防犯の視点から、高齢者の生活が守られるよう、商品やサービスに対する苦情や被害に消費生活相談員が対応するなどの支援をしています。</p>
今後の取り組み	<p>消費者相談・消費者教育が実施されているほか、最近では、高齢者などを狙った悪質な商法や振り込め詐欺などによる被害を防止するため、地域の防犯活動の一環として、警察や県と連携した防犯講習会などが増えてきています。</p> <p>これらの犯罪から高齢者を守るため、高齢者の消費者相談・消費者教育の一層の普及を図るとともに、積極的な情報提供を推進します。</p>

基本目標2 生きがい・介護予防施策等の推進

施策の方向性(1) 介護予防の推進

①事業名：高齢者介護予防事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>高齢者の自立した生活を維持するため、また、介護予防に対する意識啓発や自立への支援を充実させるため、要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者や一般高齢者に対し、運動教室や口腔教室・栄養改善教室等の各種予防事業を実施しています。また、サロン活動等の地域において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し運営費用を補助するなど、生きがいや自己実現のための取り組みを支援しています。なお、本事業は、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。</p>
今後の取り組み	<p>一次予防事業</p> <p>(1) 水中運動教室</p> <p>体に負担をかけずに筋力維持、血行改善やリラックス効果など水中歩行の基本動作や、楽しみながら行える介護予防を目的とした教室を、運動強度に応じたコース分けをして実施します。より多くの高齢者の参加を促進していきます。</p> <p>(2) 運動器の機能向上教室</p> <p>筋力維持のための基本動作や継続して自宅でも行える体操等、介護予防を目的とした教室を実施します。日常生活の中に手軽に取り入れ継続して行えるようなメニューを用意し、高齢者の体力、筋力の維持向上に努めます。</p> <p>(3) 認知症予防教室</p> <p>認知症の正しい理解、医療や介護、周囲の支援に関することなど、認知症の早期発見や対応を学ぶとともに、認知症にならないための予防教室等を開催します。</p> <p>(4) 口腔機能向上・栄養改善講演会</p> <p>口腔機能は、味わう・食べる・話す・笑うなど、食事やコミュニケーションに欠かせない機能です。歯や歯茎の状況や嚥下機能だけでなく、唇及び周辺の運動器機能、舌の動き、唾液の分泌状況などの機能の向上・維持することの重要性について、普及啓発を図ります。また、栄養状態の維持・改善につながるようなプログラムを合わせて実施し、高齢者がおいしく、楽しく、安全な食生活を営めるよう努めます。</p> <p>(5) 地域の団体活動（高齢者サロン）の支援</p> <p>サロン活動等を行う地域の団体に対し、保健師や運動指導士等が出張講座を行い、介護予防の普及啓発を図ります。また、地域において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し、運営費用の一部を補助します。</p>

	<p>二次予防事業</p> <p>(1) 二次予防事業対象者把握事業 基本チェックリストを活用し、保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携して、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる虚弱な高齢者（二次予防事業対象者）の実態を把握します。</p> <p>(2) 運動器の機能向上教室 転倒骨折などによる要介護状態防止とともに生活の質の向上を図るため、運動習慣を身につけ筋力向上を図る教室を実施します。 日常生活の中に手軽に取り入れ継続して行えるようなメニューを用意し、高齢者の体力、筋力の維持向上に努めます。高齢者の自立した生活の確立と自己実現の支援の実現に向けて、事業の理解と参加の促進に努めるとともに、プログラム内容をより効果的に実施していきます。</p> <p>(3) 口腔機能向上・栄養改善教室 歯や歯茎の状況や嚥下機能だけでなく、唇及び周辺の運動器機能、舌、唾液の分泌状況などを総合的に観察し、口腔機能向上のための教室を実施します。また、低栄養状態の改善につながるようなプログラムを合わせて実施し、高齢者がおいしく、楽しく、安全な食生活を営めるよう、事業の理解と参加の促進に努めます。</p>
--	--

[実績と計画目標]

＜一次予防事業＞

項目	単位	実績			目標			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
水中運動	開催コース数	回/年	7	7	7	7	7	—
	延開催回数	回/年	27	28	28	28	28	—
	延参加者数	人/年	346	407	560	560	560	—
運動器向上	開催コース数	回/年	9	10	9	8	8	—
	延開催回数	回/年	36	38	36	32	32	—
	延参加者数	人/年	408	509	720	640	640	—
認知症予防	講演会開催回数	回/年	2	2	2	1	1	—
口腔向上・栄養改善	講演会開催回数	回/年	—	—	—	1	1	—
サロン数	か所	11	18	18	19	20	—	
サロン延参加者数	人/年	5,680	9,600	9,700	9,800	9,900	—	

＜二次予防事業＞

運動器向上	開催コース数	回/年	3	4	3	4	4	—
	延開催回数	回/年	36	48	36	48	48	—
	延参加者数	人/年	244	284	720	960	960	—
口腔向上・栄養改善	開催コース数	回/年	7	6	6	6	6	—
	延開催回数	回/年	42	36	36	36	36	—
	延参加者数	人/年	224	236	360	360	360	—

※平成26年度は見込値

②事業名：介護予防・日常生活支援総合事業（担当課：介護保険課）

事業内容	平成29年度から、要支援者の全国一律のサービス内容であった訪問介護、通所介護については、介護事業所による既存のサービスに加え、多様な主体によるサービスが提供され、利用者がサービスを選択できるようになります。なお、平成27・28年度においては、国が示すサービスの類型等を参考に、地域の実情に応じたサービス内容を検討していきます。
今後の取り組み	<p>（１）介護予防・生活支援サービス事業 住所地特例対象者に対する総合事業の実施に当たり、より円滑にサービスを受けることができるよう、該当者に対する総合事業の費用を負担します。</p> <p>（２）通所型サービスC事業（短期集中予防事業）※1 平成27・28年度において事業の実施方法及びチェックリストの配付方法等を検証し、平成29年度からの円滑な事業開始につなげます。</p> <p>（３）一般介護予防事業 平成29年度からは、高齢者介護予防事業の一次予防事業を本事業に移行します。また、上記（２）の検証を通じて、支援が必要な方を把握し、介護予防に資する事業へつなげていけるよう、事業の実施に努めます。</p>

※1 P54 参照

〔計画目標〕

<通所型サービスC事業以外の介護予防・生活支援サービス事業>

項目	単位	目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問延利用者数	人/年	—	—	4,500
通所延利用者数	人/年	—	—	2,000

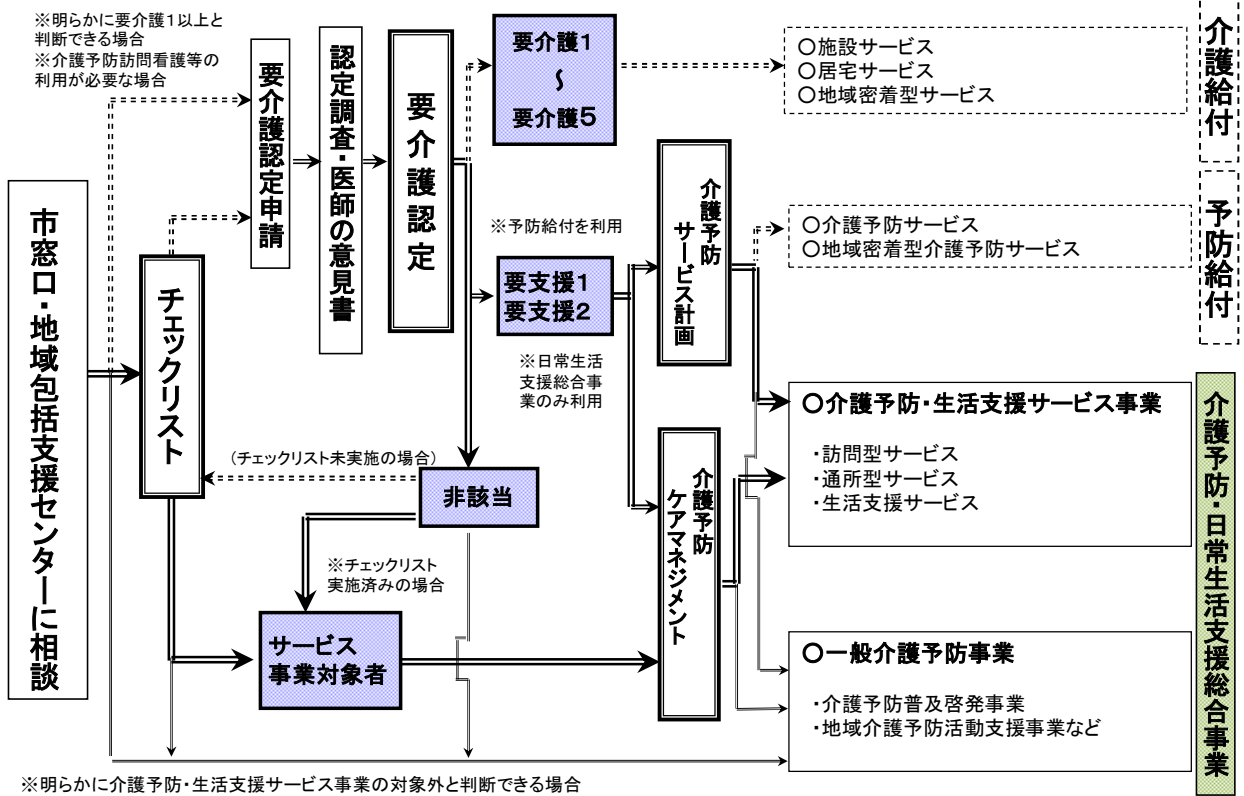
<通所型サービスC事業>

項目	単位	目標		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
運動器向上	開催コース数	回/年	—	4
	延開催回数	回/年	—	48
	延参加者数	人/年	—	960
口腔向上・栄養改善	開催コース数	回/年	—	6
	延開催回数	回/年	—	36
	延参加者数	人/年	—	360

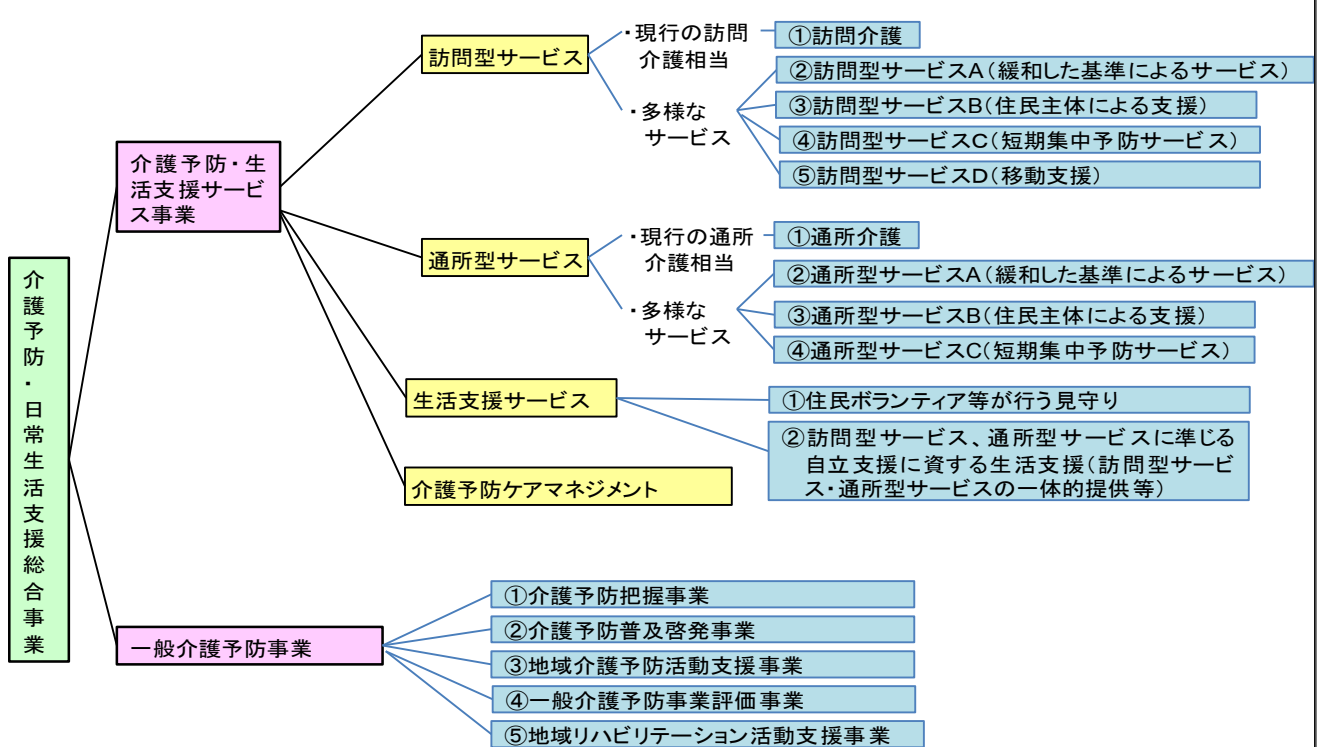
<一般介護予防事業>

項目		単位	目標		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
水中運動	開催コース数	回/年	—	—	7
	延開催回数	回/年	—	—	28
	延参加者数	人/年	—	—	560
運動器向上	開催コース数	回/年	—	—	8
	延開催回数	回/年	—	—	32
	延参加者数	人/年	—	—	640
認知症予防	講演会開催回数	回/年	—	—	1
口腔向上・栄養改善	講演会開催回数	回/年	—	—	1
サロン数		か所	—	—	21
サロン延参加者数		人/年	—	—	10,000

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業の構成



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)」より抜粋

＜訪問型サービスの類型＞

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支援がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職	

＜通所型サービスの類型＞

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動等自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	・既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ・多様なサービスの利用が難しいケース ・集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従業員	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職

資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(案)」より抜粋

③事業名：介護予防普及啓発事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	高齢者自身が主体となり、日常生活の基本ともいえる筋力強化による運動奨励策に加え、自立健康者への応援と、寝たきりゼロ運動推進を目指して、介護サービスを受けない高齢者づくりを推進するため教室を開催し実施します。
今後の取り組み	高齢者の運動・健康志向のニーズに応えるため、引き続きシニア健康教室をズシップ連合会に委託して実施し、自立健康者への支援と寝たきりゼロを目指す取り組みを継続します。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
シニア健康体操参加者	人	1,125	1,133	1,300	1,500	1,500	1,500

※平成26年度は見込値

④事業名：男性の健康料理教室（主担当課：国保健康課）

事業内容	逗子市食育推進計画に基づき、ふだん調理をあまりしたことがない65歳以上の男性に対して、食事による栄養面で健康で自立した生活が送れるよう、料理教室を実施します。
今後の取り組み	より多くの参加者を得るようするため、周知方法等の工夫に努めます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	人	242	285	271	288	288	288

※平成26年度は見込値

⑤事業名：食生活改善推進員養成講座（主担当課：国保健康課）

事業内容	逗子市食育推進計画に基づき、食生活改善推進員（ヘルスマイト）として活動することを希望する人を対象に、養成講座（講義及び実習）を実施します。
今後の取り組み	より内容の充実したプログラムの実現に努めます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延参加者数	人	126	242	232	300	300	300

※平成26年度は見込値

施策の方向性（2）生きがい・社会参加の推進

①事業名：生きがい推進事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	逗子市内及び鎌倉市内の公衆浴場の利用助成券を交付し、高齢者に公衆浴場を入浴と交流の場として提供することにより、ふれあいの場づくり、異世代間の交流を図ることで、高齢者の孤独感の解消や介護予防につなげています。
今後の取り組み	高齢者のリフレッシュ事業として継続していきます。なお、公衆浴場入浴料金が消費税率変更により変更となったこともあり、入浴の際の自己負担額については、受益者負担の適正化を検討していきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用延件数	人	27,890	28,254	28,000	28,100	28,200	28,300

※平成26年度は見込値

②事業名：老人クラブ育成事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	高齢者の生きがい対策・健康づくりの社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、ズシップ連合会の活動を支援しています。
今後の取り組み	各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

③事業名：高齢者センターの運営（主担当課：介護保険課）

事業内容	高齢者等の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜や健康相談などを総合的に提供します。入浴や食事を行うこともできます。
今後の取り組み	昭和 58 年に老人福祉センターとして開設以来、サークル活動の場、食事の提供、老人クラブ等自主活動支援など多角的に事業を展開し、元気な高齢者の集いの場として利用されています。 今後もより利用しやすいように、施設の老朽化が進行していることから、計画的・効率的に施設の改修を図ります。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延利用者数	人	28,271	30,981	30,000	35,000	35,000	35,000

※平成 26 年度は見込値

④事業名：福祉バス運行事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するためには、交通手段の確保が必要です。市街地から離れて位置する高齢者センター利用者の安全な送迎を目的に、無料の2点間運行で福祉バスを運行しています。
今後の取り組み	高齢者センター開館日の毎日、市役所と高齢者センター間を、月・水・金曜日には沼間方面からの東ルートを、また、火・木・土曜日には久木・小坪方面からの西ルートを運行していきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人	54,083	56,100	55,000	58,000	58,000	58,000

※平成 26 年度は見込値

⑤事業名：ふれあい祭り事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の一環として、各種イベントを通じ世代間の交流、高齢者観の意識改革、高齢者の社会参加の促進を図り、ふれあい豊かな活力ある長寿社会づくりに寄与しています。
今後の取り組み	誰もがこころ豊かに暮らせる社会を目指し、市民や行政、関係機関、各種団体の協働により福祉の充実を図るため、ズシッブ連合会に委託し、多世代の市民が交流できる機会を作ります。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ふれあい祭り参加者	人	667	750	607	650	600	600

※平成26年度は見込値

⑥事業名：高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	高齢者自身の生活を豊かなものとするために、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会となるよう、各種の教養講座を高齢者センターで開催しています。
今後の取り組み	各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

⑦事業名：敬老事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	当該年度に100歳を迎える高齢者に対し、敬愛の意を表しその長寿を祝うため、敬老祝金を支給しています。また、当該年度の9月15日現在で満80歳の高齢者を対象に、社会福祉協議会との共催により敬老会を実施しています。
今後の取り組み	<p>多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に、敬愛の意を表し、長寿を祝うため、敬老会を開催するほか、敬老祝金の支給を行っていきます。</p> <p>敬老の精神を踏まえつつ、社会情勢や市民の意識に即して本事業を継続していきます。</p>

⑧事業名：生涯学習推進事業（主担当課：市民協働課）

事業内容	NPO法人ずし楽習塾推進の会に委託し、市民の企画による、教え合い、学び合いの機会を提供する各種講座を開催しています。市民の学習要求に応え、生きがい、社会参加の推進に寄与し、高齢者を中心とした多くの受講生が集まっています。
今後の取り組み	生涯学習活動推進プランに基づき、市民一人ひとりが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指し、生涯学習講座を開設し、様々な学習機会を提供します。

⑨事業名：体育振興（主担当課：文化スポーツ課）

事業内容	生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心と体をつくり、明るく活力に満ちた創造力あふれるまちづくりを推進しています。
今後の取り組み	<p>スポーツ都市宣言及び逗子市スポーツ推進計画に基づき、一人でも多くの高齢者が気軽にスポーツ・健康づくりができる環境整備を図ります。</p> <p>高齢者のスポーツ活動の推進においては、介護予防には日頃の体力・健康づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動を楽しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、高齢者を取り巻くスポーツ環境を整備します。</p> <p>高齢者向けスポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催や、高齢者向けスポーツプログラムの普及、高齢者向けの施設や機能整備を検討します。</p>

⑩事業名：高齢者就労支援（主担当課：介護保険課）

<p>事業内容</p>	<p>高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、平成3年に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に逗子市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行っています。</p>
<p>今後の取り組み</p>	<p>株式会社パブリックサービスでは、平成26年3月末現在、役員を除き97名（うち女性5名）の社員が元気に働いていますが、就業の順番待ちをしている方が多いことや女性の雇用機会が少ないことなどから、事業の拡大が望まれています。</p> <p>今後は、職種・業種の拡大も含め、生きがい・健康づくり・介護予防のためにも一層積極的な事業展開が必要になります。株式会社パブリックサービスの筆頭株主として、さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら、高齢者雇用の促進を図っていきます。</p>

基本目標3 認知症施策の推進

施策の方向性(1) 認知症施策の推進

①事業名：認知症地域支援推進事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援体制を構築します。</p> <p>認知症支援体制を構築する際には、認知症の人とその家族の意見を取り入れた仕組みづくりに努めます。</p>
今後の取り組み	<p>市と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症を早期に発見し、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制及び認知症支援の充実を図っていきます。</p> <p>認知症の人やその家族に早期に関わる、認知症初期集中支援チームの設置に向けて、地域包括支援センターを支援してもらう医師との連携方法等を検討していきます。</p> <p>認知症早期発見チェックシート活用の普及や、認知症の診療を行う医療機関等の周知を行っていきます。また、地域包括ケア会議においても、認知症の課題把握や解決策等の検討を行いながら、認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）につなげていく仕組みを検討していきます。</p>

②事業名：認知症サポーター養成事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催しています。</p>
今後の取り組み	<p>認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。地域住民だけではなく、職域にも認知症サポーターを増やし、認知症支援の充実を図っていきます。</p>

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター数	人	251	198	200	200	200	200

※平成26年度は見込値

③事業名：家族介護者支援事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	在宅で高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行うための知識や技術の習得等を目的に教室を開催しています。また、教室終了後に在宅で介護している家族の情報交換、仲間づくりを目的とした交流会を開催しています。介護者同士の交流を図ること等により、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図っています。
今後の取り組み	教室の内容の工夫や周知、参加しやすい環境づくり等に努めていきます。また、定期的な介護者家族の会の開催や、男性介護者を対象とした教室の継続的開催を検討していきます。

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
教室開催回数	回	4	4	5	5	5	5
教室参加者数	人	95	86	110	150	150	150
交流会開催回数	回	1	4	3	4	4	4
交流会参加者数	人	7	37	50	50	50	50

※平成26年度は見込値

④事業名：徘徊高齢者対策事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、地域の支援を得て早期発見・保護ができるよう、関係機関との情報ネットワーク（徘徊高齢者SOSネットワーク）により支援体制を構築しています。</p> <p>また、認知症等により徘徊行動のある高齢者を介護する家族に対し、PHS発信器を貸与しています。高齢者が外出して居場所がわからなくなった場合、高齢者本人が身に付けている発信器から現在地を検索し、位置情報を家族に提供することにより、高齢者の安全を確保します。</p>
今後の取り組み	<p>事前に本人の身体状況や顔写真等を登録することにより、早期の発見につながりますが、徘徊が問題となった後の登録者も多いため、事前の登録の周知方法等について検討していきます。</p> <p>PHS発信器を認知症高齢者に保持してもらう手法等を含め、対応方法等を検討していきます。</p>

[実績と計画目標]

項目	単位	実績			目標		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発信器利用者数	人	3	2	1	5	5	5

※平成26年度は見込値

施策の方向性（2）権利擁護

①事業名：逗子あんしんセンター助成事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	社会において不利な立場におかれやすい高齢者や障がい者等を対象とした、財産の保全・管理に関するサービスや、判断能力が著しく不十分な人等の権利擁護を図るため、法人後見事業、専門相談員による成年後見制度や権利擁護等の相談を行う逗子あんしんセンターの運営費の一部を補助しています。
今後の取り組み	日常的金銭管理や成年後見制度に関する相談など、あんしんセンターの重要性は年々高まっています。地域包括支援センター等と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、様々な形での支援を可能とするため、あんしんセンターの円滑な事業運営について協力・支援していきます。

②事業名：成年後見制度利用支援事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分では十分に判断することができない方が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面等において支援し、財産を守るための制度です。制度利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。</p> <p>成年後見制度を利用するに当たり、費用負担が困難な方に、費用助成を行っています。また、身寄りがないなどの理由により、支援が必要な場合には、市長が法定後見制度の申立てを行います。</p>
今後の取り組み	<p>核家族化等に伴う家族関係が希薄な中、認知症や身寄りのない高齢者のための市長申立件数は、増加が予測され、制度周知や潜在者を把握する効率的な事業運営に努めていきます。</p> <p>また、成年後見の担い手として、市民の役割が強まると考えられることから、社会福祉協議会と連携し、市民後見人の育成や活用について検討していきます。</p>

③事業名：高齢者虐待対策事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	虐待を受けている、またはそのおそれがあると思われる高齢者や介護者に対し、相談・指導及び支援を行います。また、緊急性を要する場合には、一時保護等の対応をしています。
今後の取り組み	虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、介護者の介護疲れの緩和も含め虐待を未然に防ぐため、関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。必要に応じて一時保護するほか、通報・届出窓口の周知等の啓発を図ります。

基本目標4 介護保険サービスの充実

施策の方向性(1) 介護保険サービスの充実・強化

①事業名：居宅（介護予防）サービス（主担当課：介護保険課）

事業内容	要介護（要支援）と認定された方に対し、在宅サービスを提供しています。
今後の取り組み	介護給付費や予防給付費ともに増加が予想される中、地域密着型サービスや介護保険施設サービスの基盤整備を考慮し、過去の実績と今後の要介護（要支援）認定者数の推移から、必要なサービス量を、確保していきます。

②事業名：地域密着型（介護予防）サービス（主担当課：介護保険課）

事業内容	要介護（要支援）認定者ができる限り自宅又は地域で生活を継続できるようにするサービスで、本市の被保険者が優先的に利用できます。第5期では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス（平成27年度からは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せについては、「看護小規模多機能型居宅介護」に変更）」の2つが加わり、在宅での生活を支えるサービスが充実しました。
今後の取り組み	<p>地域密着型（介護予防）サービスは、市町村単位で事業所の指定、監督を行います。また、地域の実情に即し、在宅生活を可能な限り継続できる地域となるよう、「地域包括支援センター等運営協議会」で協議するなど、総合的な視点から地域密着型サービスの育成や必要なサービスの確保を図ります。高齢者が地域の一員として地域との関わりを保ちながら日常生活を継続できるような、質の高いサービスを提供できる体制づくり、事業所が地域における介護の拠点として地域に貢献できる体制づくりを支援するため、独自報酬を設定します。</p> <p>なお、公募により「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス確保に努めます。</p> <p>平成28年度から、小規模（定員18人以下）な通所介護事業所の指定、監督に関する権限が、県から市へ移譲されます。</p>

③事業名：施設サービス（主担当課：介護保険課）

事業内容	在宅生活が困難な要介護等認定者に対して、心身や世帯の状況、利用者の意向を尊重し、入所サービスを提供しています。
今後の取り組み	<p>本市の傾向として、今後も重度の要介護認定者数が一定の割合で増加していくことが予想されます。過去の実績、要介護認定者数の推移から、必要なサービス量を確保していきます。</p> <p>また、特別養護老人ホームの新規入所者は、原則要介護3以上に限定します。ただし、要介護1・2であっても、別の定める一定の条件に該当する場合は入所可能です。</p>

施策の方向性（2）市町村特別給付の実施

①事業名：特別給付費給付事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、平成15年度から、逗子市が独自に移送サービスを提供しています。 要介護3以上で、利用者本人が市民税非課税者の場合、ケアプランに位置付けた上で、通院等のための移送サービスを利用できます。
今後の取り組み	介護保険の法定メニューでは対応できないニーズの動向を見据え、移送支援サービスの周知や利用促進に努めます。

施策の方向性 (3) 介護保険事業の運営

①事業名：高額介護サービス等給付事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>高額介護サービス費の支給とは、介護サービスを利用して支払った1割の負担額が、1か月の合計で規定する上限額を超えた場合、その超えた分の費用を支給するものです。（同一世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の負担額が上限を超えた額）</p> <p>高額医療・高額介護合算療養費の支給とは、平成20年4月から開始の制度で、世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。</p>
今後の取り組み	<p>高額介護サービス費及び高額医療・高額介護合算療養費は、厚生労働省が規定した全国一律の制度で引き続き実施していきます。</p>

②事業名：介護給付等費用適正化事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、国が規定した介護給付等費用適正化事業に取り組みます。</p>
今後の取り組み	<p>今後も介護給付費の増加が予想される中で、介護給付費の適正化は不断の取り組みが重要であることから、引き続き主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修費等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知）を中心に、県や国民健康保険団体連合会と連携を図り適切な運営に努めます。</p>

③事業名：保険料賦課徴取事務費（主担当課：介護保険課）

<p>事業内容</p>	<p>介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となり、介護が必要となったときに、費用の1割又は2割負担で暮らしを助けるさまざまなサービスが利用できる仕組みです。40歳以上の方が納める保険料と国や自治体の負担金及び利用者の自己負担を財源に運営しています。</p> <p>40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療保険と合わせて納めます。</p> <p>65歳以上の方の介護保険料は、本人及び世帯全員の前年中の収入・所得に基づき市で算定し、医療保険とは別に、65歳になった月より月割りで納めるものです。</p> <p>介護保険制度では、3年ごとに高齢者人口、介護認定者数及び介護サービス費を推計し、保険料を見直すこととなっています。</p>
<p>今後の取り組み</p>	<p>第6期では、平成27年度から平成29年度までの給付見込みにより保険料を算定します。今後の更なる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準が上昇していきます。制度を持続可能なものとするため、消費増税による増収分の一部を低所得者の保険料に充当し、負担軽減を図ります。</p>

④事業名：介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業（主担当課：介護保険課）

<p>事業内容</p>	<p>低所得者や災害に遭われた方等に対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、利用料の軽減・助成について、国や本市独自の制度が設けられています。</p> <p>①訪問介護利用者負担の助成 （障がい者ホームヘルプサービス利用者対象）</p> <p>②社会福祉法人の利用料減免に対する補助金の交付</p> <p>③生計困難者の介護サービス利用者負担の軽減</p> <p>④介護老人保健施設等利用における低所得者に対する助成</p>
<p>今後の取り組み</p>	<p>現行制度を維持し、利用料の軽減・助成を実施していきます。</p>

基本目標5 高齢者の多様な住まい方の充実

施策の方向性(1) 高齢者向け住まいの普及

①事業名：介護サービス施設整備（主担当課：介護保険課）

事業内容	在宅生活が困難になった要介護認定者に対して、利用者や家族の希望に応じて適切な入所サービスを提供するものです。
今後の取り組み	入所待機者の解消をめざす一方、施設サービスが必要とされる利用者数のニーズを適切に見込み、各種施設を効率よく整備していきます。

②事業名：福祉用具・住宅改修支援事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>居宅介護（支援）住宅改修費の支給となる住宅改修について、十分な専門性があると認められる者が、住宅改修を希望する者に対して、助言等を行い、居宅介護（支援）住宅改修費支給の申請にかかる理由書を作成した場合に、必要な支援（手数料の支給）を行います。</p> <p>十分な専門性があると認められる者とは、介護支援専門員、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者です。</p> <p>なお、当該支援費は、居宅介護支援費に含まれるため、居宅介護支援費の支給対象とならないものについて支援を行うものです。</p>
今後の取り組み	現行制度を維持し、手数料の支給を行っていきます。

③事業名：高齢者施設入所事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	身体上、精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、その福祉の向上を図るため、養護老人ホームに入所措置を行います。
今後の取り組み	今後も高齢者の福祉向上のため、円滑な実施を進めていきます。

④事業名：市営住宅（主担当課：都市整備課）

事業内容	逗子市市営住宅管理計画に基づき、市営住宅等の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう。）を導入し、誰もが、安全で安心な住みやすいものとなるよう努めます。
今後の取り組み	建替事業を行う市営住宅については、共用部分や各住戸内のバリアフリー化等のユニバーサルデザインを導入し、高齢者にとっても、安全に安心して暮らせる住宅として整備します。

施策の方向性（2）住みよいまちづくりの推進

①事業名：福祉有償運送事業（主担当課：介護保険課）

事業内容	<p>福祉有償運送は、高齢者や障がい者など公共交通機関を利用することが困難な方に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う車両による送迎サービスです。</p> <p>サービスを提供するNPO法人、社会福祉法人、消費生活協同組合等が道路運送法の登録を行うため、横須賀市、鎌倉市、三浦市、葉山町の4市1町と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行います。</p>
今後の取り組み	<p>既存の公共交通機関を補うことができるよう、関係者の理解を得ながら、移動が困難な方に対して必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与できるよう努めます。</p>

〔実績〕

項目	単位	実績		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
事業所数	件	3	3	3

※平成26年度は見込値

②事業名：ハンディキャブ運行事業（主担当課：障がい福祉課）

事業内容	<p>逗子市障がい者福祉計画に基づき、ハンディキャブ（車椅子の乗り降りのため、リフトを装備した車）により、重度障がいがあり、日常的に車いすを使用する方及び寝たきり高齢者等を対象に、公共機関への手続きや医療提供施設への入退院、通院等の際の送迎サービスを行います。</p>
今後の取り組み	<p>社会福祉協議会へ業務委託を行い、重度の障がいのある方や寝たきり高齢者等の移送手段を確保していきます。</p>

施策の方向性 (3) 高齢者の災害避難・防火対策

①-1 事業名：避難行動要支援者支援事業（主担当課：防災課）

事業内容	災害発生時における避難行動要支援者への支援を、適切かつ円滑に実施するために策定された避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とした避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化します。
今後の取り組み	<p>避難行動要支援者の名簿を作成します。同名簿の登載者のうち、同意が得られた者について自主防災組織等及び関係機関等に情報提供を行います。</p> <p>自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成します。地域住民は、平常時には地域の避難行動要支援者に対して声かけや見守りを行い、災害時には、個別支援プランに基づき避難支援を行います。</p> <p>また、災害時には避難行動要支援者の名簿情報を、同意の有無にかかわらず関係機関等に提供し安否確認や避難支援を行います。</p>

①-2 事業名：福祉避難所（主担当課：介護保険課）

事業内容	地域防災計画に基づき、学校等の一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮を要する高齢者を、特別養護老人ホーム等の高齢者施設を利用した二次避難所（福祉避難所）へ避難するための体制を整備しています。
今後の取り組み	防災課や社会福祉施設等と連携を図りながら、対応体制の確保に努めます。

②事業名：火災予防事業（主担当課：消防予防課）

事業内容	火災予防啓発として消防本部で行っている活動に加え、平成24年度からひとり暮らしの高齢者宅を介護保険課及び地域包括支援センターの職員が同行訪問し、火気使用などについての注意喚起を行っています。
今後の取り組み	火災予防の観点から、ひとり暮らし高齢者宅の訪問について、関係機関との連携を図りながら行います。

2 第6期介護保険事業計画の推進

1 介護保険事業の概要

介護のサービス体系は、次のとおりです。

《 サービス体系 》

	市町村が 指定・監督を行うサービス	都道府県が 指定・監督を行うサービス	
介護給付	<p>【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●看護小規模多機能型居宅介護※1 ●地域密着型通所介護※2 ●認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 	<p>【居宅介護サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●通所介護 ●通所リハビリテーション ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修 ●特定施設入居者生活介護 <p>【居宅介護支援】※3</p>	<p>【施設サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設
予防給付	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) <p>【介護予防支援】</p>	<p>【介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防訪問介護 ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防通所介護 ●介護予防通所リハビリテーション ●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護 ●介護予防福祉用具貸与 ●介護予防特定福祉用具販売 ●介護予防住宅改修 ●介護予防特定施設入居者生活介護 	

※1 平成27年度から訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せの「複合型サービス」は、「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更

※2 定員18名以下の小規模な通所介護については、平成28年4月から、地域密着型サービスへ移行し、指定・監督に関する権限も都道府県から市町村へ移譲される。

※3 平成30年4月から、指定・監督に関する権限が都道府県から市町村へ移譲される。

2 サービス別利用者数の推計

要介護・要支援認定者数の将来推計から、施設・居住系サービス利用者数見込みを除き、在宅のサービス別受給率を考慮して推計しました。施設・居住系サービス利用者数は、過去の利用者数の推移や今後の本市の整備基盤計画を考慮して見込みました。

●居宅介護サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位：人/月)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
居宅介護サービス								
訪問介護	700	752	721	780	844	936	1,040	1,140
訪問入浴介護	76	64	69	48	44	44	36	40
訪問看護	177	185	167	227	262	306	376	413
訪問リハビリテーション	14	14	43	15	17	19	21	23
居宅療養管理指導	548	645	668	648	710	801	875	963
通所介護	564	676	496	773	593	689	833	904
通所リハビリテーション	227	224	238	204	191	178	172	188
短期入所生活介護	177	181	167	195	214	252	309	339
短期入所療養介護（老健）	37	37	41	45	50	58	69	76
短期入所療養介護（病院等）	0	1	0	1	1	1		
福祉用具貸与	710	791	736	866	935	1,029	1,223	1,375
特定福祉用具購入費	19	21	24	18	16	14	15	16
住宅改修費	16	17	18	29	37	47	53	58
特定施設入居者生活介護	170	202	175	240	264	293	336	363
居宅介護支援	1,173	1,267	1,112	1,405	1,512	1,651	1,935	2,111

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●介護予防サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位：人/月)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
介護予防サービス								
介護予防訪問介護	294	294	279	309	322	169	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16	16	22	19	22	24	29	30
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	2	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	75	88	59	86	91	97	106	112
介護予防通所介護	139	170	128	389	532	352	0	0
介護予防通所リハビリテーション	82	76	98	44	41	41	43	45
介護予防短期入所生活介護	4	5	8	4	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	1	1	1	2	2	2
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0		
介護予防福祉用具貸与	103	118	105	137	152	172	195	207
特定介護予防福祉用具購入費	6	7	6	9	9	8	9	10
介護予防住宅改修	11	10	10	17	18	21	30	32
介護予防特定施設入居者生活介護	45	47	63	44	44	44	44	44
介護予防支援	478	515	508	628	706	806	925	981

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●地域密着型サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位：人/月)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	0	0	10	12	20	20
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	17	21	16	28	37	48	58	63
小規模多機能型居宅介護	0	6	20	10	15	35	66	68
認知症対応型共同生活介護	63	62	85	71	80	80	80	80
地域密着型特定施設入居者 生活介護	15	13	17	16	16	16	16	16
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護					292	339	410	445

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●地域密着型介護予防サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位：人/月)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	1	0	1	1	1	1	1
介護予防認知症対応型 共同生活介護	1	1	0	1	1	1	1	1
介護予防地域密着型 通所介護					0	0	0	0

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●施設サービス利用者数の推移と将来見込み

(単位：人/月)

	実績			計画期間				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
介護老人福祉施設	234	245	327	308	330	340	458	487
介護老人保健施設	191	200	227	205	205	205	205	205
介護療養型医療施設	16	13	13	14	14	14		

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●市町村特別給付利用者数の推移と将来見込み

(単位：人/年)

	実績			計画期間				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
移送サービス	191	204	250	210	210	210	210	210

※平成26年度は見込値

3 施設・居住系サービスの整備方針

本市では、第6期計画期間の施設・居住系サービスの整備方針は次の通り見込みました。

●第6期計画期間中(平成27年度～平成29年度)の整備方針(案)

	施設種別	第6期の目標
入所施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	・100床の新設、60床の増設を目指す。
入居施設	認知症対応型共同生活介護	・第5期計画中の2ユニット(定員18人)を本計画中に整備する。
	特定施設入居者生活介護	・第5期計画中の56床を本計画中に整備する。 ・100床の新設を目指す。

※小規模多機能型居宅介護 2か所

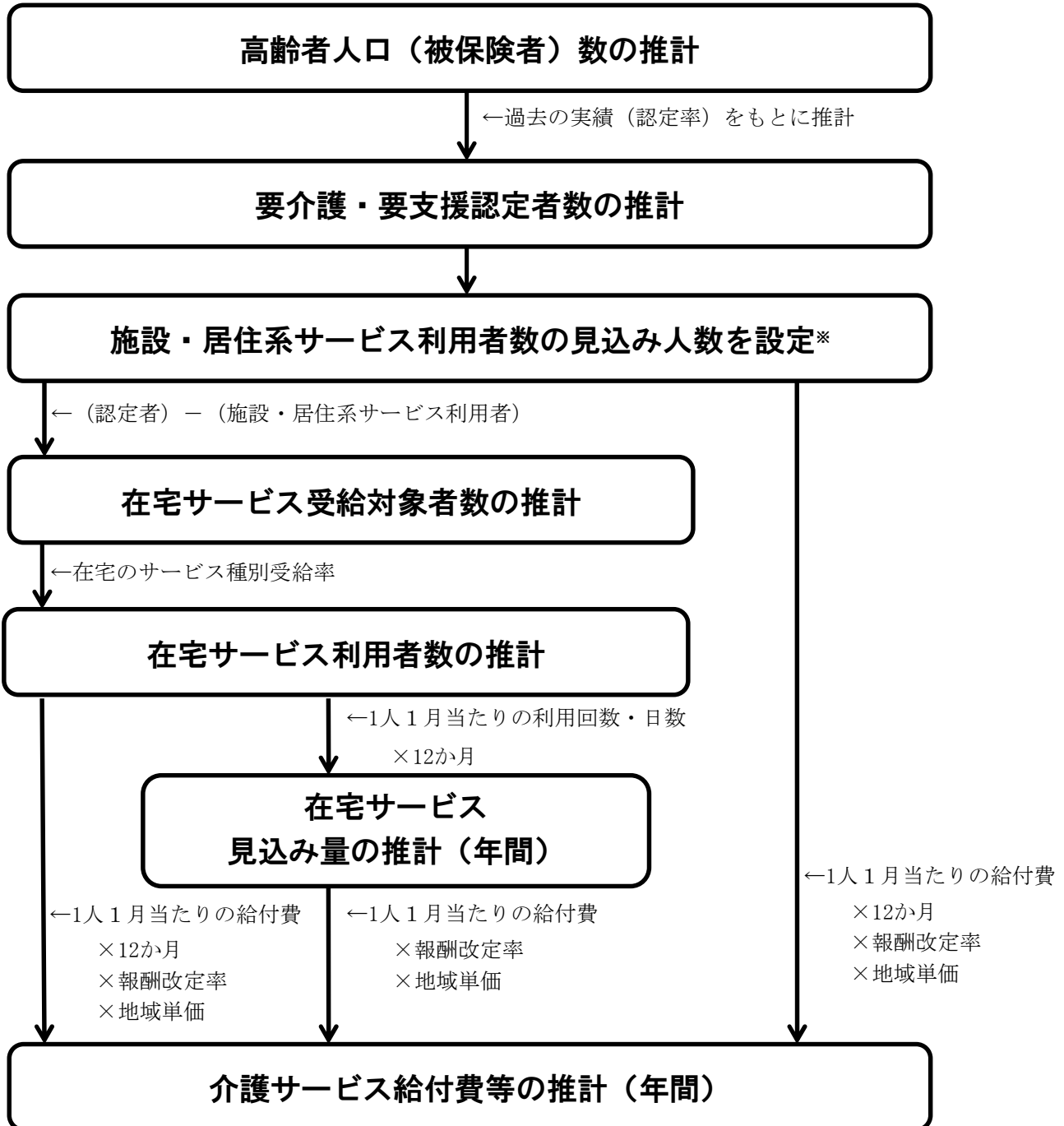
※定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所

●第5期計画期間中の整備済み施設

	施設種別	施設数	定員数
入所施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3か所	268人
	介護老人保健施設	2か所	175人
入居施設	認知症対応型共同生活介護	5か所	62人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1か所	23人
	特定施設入居者生活介護	2か所	97人

4 介護サービス給付費等の推計

●介護サービス給付費等の算定の流れ



※ 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)と居住系サービス(特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の利用者数の推移や今後の基盤整備計画を考慮して、将来の利用者数の見込みを設定。

※ 地域単価：地域によって、物価や人件費に違いがあるため、介護報酬の1単位の単価は、地域や利用するサービスによって異なります。

サービス別の利用者数見込み、1人1月当たりの給付費を考慮して、年間の給付費を推計しました。

●居宅介護サービス給付費の推移と将来見込み

(単位：千円)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
居宅介護サービス（計）	2,248,392	2,460,761	2,121,305	2,992,483	3,009,360	3,356,415	3,842,137	4,253,788
訪問介護	472,650	479,762	497,367	607,950	659,392	735,608	778,423	814,673
訪問入浴介護	57,601	50,768	53,834	45,103	44,707	46,564	44,290	59,256
訪問看護	86,578	92,636	79,970	120,180	139,481	162,196	206,547	262,416
訪問リハビリ テーション	4,494	5,884	10,831	5,990	6,859	7,977	10,076	13,265
居宅療養管理指 導	53,098	61,774	58,744	100,044	109,342	123,613	134,452	148,088
通所介護	465,551	544,062	432,423	679,831	509,492	579,787	679,594	708,333
通所リハビリ テーション	191,276	185,090	215,037	180,504	167,623	155,031	150,032	169,693
短期入所生活介 護	141,340	160,752	142,661	188,277	204,936	244,425	310,388	365,302
短期入所療養介 護（老健）	30,148	32,175	40,002	50,244	61,101	77,889	117,293	172,173
短期入所療養介 護（病院等）	395	1,642	0	725	742	772		
福祉用具貸与	118,205	129,904	116,236	147,399	159,361	175,728	206,183	232,297
特定福祉用具 購入費	5,954	6,338	8,026	7,146	6,916	6,974	7,324	8,101
住宅改修費	17,413	19,905	22,314	26,258	33,799	42,791	48,914	53,197
特定施設入居者 生活介護	405,504	476,871	443,857	585,000	639,625	707,183	808,208	873,888
居宅介護支援	198,185	213,198	195,916	247,832	265,984	289,877	340,413	373,106

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●介護予防サービス給付費の推移と将来見込み

(単位：千円)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
介護予防サービス（計）	268,298	282,448	301,279	355,507	407,087	317,423	182,471	190,109
介護予防訪問介護	60,984	60,762	60,408	66,055	68,406	35,738	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	16	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,866	5,543	7,980	6,611	7,372	8,252	9,893	10,392
介護予防訪問リハビリテーション	150	261	451	233	247	262	351	487
介護予防居宅療養管理指導	6,202	7,122	7,091	12,571	13,179	13,927	15,271	16,118
介護予防通所介護	57,708	71,377	52,872	142,925	186,074	118,567	0	0
介護予防通所リハビリテーション	40,041	38,246	46,442	20,876	19,937	21,318	22,645	23,604
介護予防短期入所生活介護	1,955	2,377	3,389	1,420	1,318	1,251	980	546
介護予防短期入所療養介護（老健）	25	101	371	100	179	293	576	1,001
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0		
介護予防福祉用具貸与	5,504	6,894	4,915	8,139	8,527	9,181	10,079	10,640
特定介護予防福祉用具購入費	1,825	1,592	1,838	1,953	1,847	1,709	1,887	2020
介護予防住宅改修	13,338	12,586	12,987	13,229	14,183	15,308	22,363	23,674
介護予防特定施設入居者生活介護	49,297	48,277	74,290	46,708	46,618	46,618	46,618	46,618
介護予防支援	25,403	27,294	28,245	34,687	39,200	44,999	51,808	55,009

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●地域密着型サービス給付費の推移と将来見込み

(単位：千円)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
地域密着型サービス (計)	249,614	259,356	390,268	327,589	657,992	759,620	903,355	940,163
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	27,981	33,735	55,868	55,877
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	21,923	28,595	30,009	44,570	58,582	76,048	84,957	102,749
小規模多機能型居宅介護	0	12,099	47,310	22,153	32,326	74,891	137,590	142,458
認知症対応型共同生活 介護	188,316	186,026	265,909	223,101	252,811	253,618	254,641	254,438
地域密着型特定施設入 居者生活介護	39,375	32,636	47,040	37,765	35,348	35,761	35,574	35,761
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護					250,944	285,567	334,725	348,880

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●地域密着型サービス給付費の推移と将来見込み

(単位：千円)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
地域密着型介護予防サービス (計)	2,813	2,567	0	4,029	4,021	4,021	4,021	4,021
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	706	0	2,151	2,147	2,147	2,147	2,147
介護予防認知症対応型 共同生活介護	2,813	1,861	0	1,878	1,874	1,874	1,874	1,874
介護予防地域密着型通所介護					0	0	0	0

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●施設サービス給付費の推移と将来見込み

(単位：千円)

	実績			計画期間				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
施設サービス(計)	1,378,324	1,444,984	1,865,691	1,688,438	1,754,798	1,785,847	2,078,925	2,177,061
介護老人福祉 施設	703,033	745,166	1,027,638	944,943	1,012,321	1,043,370	1,403,231	1,495,210
介護老人保健 施設	605,114	645,879	784,111	670,635	669,757	669,757	675,694	681,851
介護療養型医療 施設	70,177	53,939	53,942	72,860	72,720	72,720		

※国のワークシートにより試算

※平成26年度は見込値

●市町村特別給付給付費の推移と将来見込み

(単位：千円)

	実績			計画期間				
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
移送サービス	985	992	1,600	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400

※平成26年度は見込値

5 介護保険事業の運営

(1) 給付費等及び保険料

①計画期間中の介護保険給付費等

第6期の計画期間中（平成27年度から平成29年度まで）の給付費の総計を次のとおり推計しました。

●標準給付費

(単位：百万円)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度			
標準給付費	4,351	4,673	5,127	5,575	6,020	6,426	7,232	7,811	
指数	100.0	107.4	117.8	128.1	138.4	147.7	166.2	179.5	
内 訳	総給付費(調整後)	4,147	4,450	4,874	5,320	5,755	6,138	6,916	7,462
	総給付費				5,368	5,833	6,223	7,011	7,565
	費用負担の見直しに伴う財政影響額				▲48	▲78	▲85	94	103
	特定入所者介護サービス費等給付額(調整後)	112	122	140	134	133	144	158	174
	特定入所者介護サービス費等給付額				149	161	176	193	213
	費用負担の見直しに伴う財政影響額				▲15	▲28	▲32	35	39
	高額介護サービス費等給付額	75	82	93	100	109	119	130	143
	高額医療合算介護サービス費等給付額	10	13	15	17	18	20	22	24
	算定対象審査支払手数料	3	4	5	4	5	6	7	7

※総給付費とは、介護給付費と予防給付費の合計

※標準給付費とは、総給付費と特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計

※指数は、平成24年度を100とした場合の伸び(%)

※四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

※平成26年度は見込値

●地域支援事業の費用額

(単位：百万円)

	実績			計画期間			平成 32年度	平成 37年度
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
地域支援事業費	82	95	136	163	176	327	415	480
指数	100.0	115.9	181.0	198.8	214.6	398.8	506.1	585.4

※指数は、平成24年度を100とした場合の伸び(%)

②介護保険給付費の財源

介護（介護予防）サービスの利用に当たって、介護保険料と国・県・市が負担する公費で賄われます。

本市では、第6期計画期間の財源構成を、次のとおり見込みました。

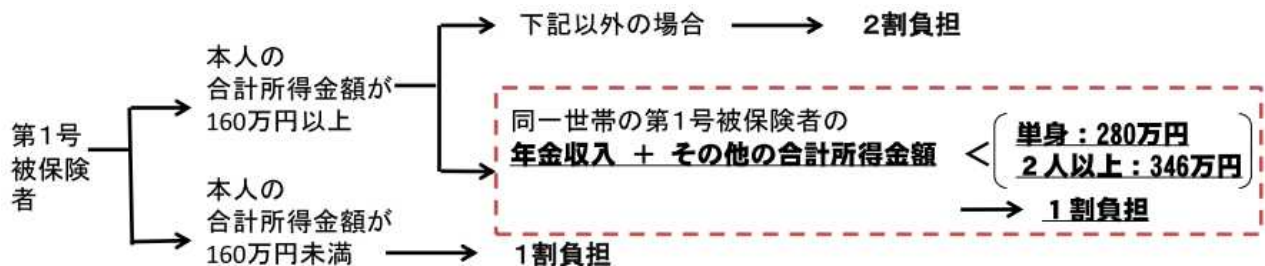
●第6期計画の財源構成

		介護（介護予防）給付		地域支援事業	
		介護給付 （居宅）	介護給付 （施設）	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
保険料	第1号被保険者（65歳以上）	23.13%	23.13%	22.00%	22.00%
	第2号被保険者（40～64歳）	28.00%	28.00%	28.00%	—
公費	国庫負担金	20.00%	15.00%	25.00%	39.00%
	調整交付金	3.87%	3.87%	—	—
	県負担金	12.50%	17.50%	12.50%	19.50%
	市負担金	12.50%	12.50%	12.50%	19.50%
計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

●一定以上所得のある方の負担割合について

65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）を基本とします。

合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻します。



資料：厚生労働省「一定以上所得者の負担割合の見直しについて」より引用

●第6期介護保険料の算定結果

第1号被保険者負担相当額、国の調整交付金、介護保険事業運営基金等より、計画期間中の保険料収納必要額を算出し、あらかじめ想定した予定保険料収納率で除して、予定保険料収納額を算出します。この収納額を第1号被保険者数で除して、第1号被保険者1人当たりの保険料基準月額を算出します。

介護保険事業運営基金の取り崩しにより、保険料基準月額当たり67円減額することとしました。

給付費等総額	A	本計画期間（3年間）の給付費等総額 [A = B + C]	18,687,929 千円
標準給付費見込額（計）	B		18,021,300 千円
地域支援事業費（計）	C		666,629 千円
第1号被保険者負担分相当額	D	本計画期間の第1号被保険者の負担相当額 [D = A × 22%]	4,111,344 千円
調整交付金		市町村での保険料基準の格差を是正するために用いられるもの	
調整交付金相当額	E	基本的な金額 [E = B × 5%]	907,803 千円
調整交付金見込額	F	本市における交付見込額（3.87%を想定）	702,640 千円
市町村特別給付金等	G		4,200 千円
介護保険事業運営基金	H	第1号被保険者保険料の余剰分を積み立て、次年度以降に備える運営基金からの取り崩し	50,000 千円
保険料収納必要額	I	(I = D + E - F + G - H)	4,270,708 千円
予定保険料収納率	J	平成24・25年度の実績と 平成26年度の収納実績等を勘案して推計	98.80 %
予定保険料収納額	K	(K = I / J)	4,322,579 千円
保険料基準月額		1か月当たりの第1号被保険者基準保険料（K ÷ 所得段階別加入割合補正後の3年間の第1号被保険者数 ÷ 12月）	5,710 円

（参考） 第5期保険料基準月額	4,580 円
（参考） 増減額（第6期－第5期）	1,130 円

※表示上、四捨五入により合計が合わない場合もあります。

③第1号被保険者の保険料

介護保険料算定についての指針

- 本市介護保険事業運営基金を取り崩し、保険料上昇の抑制を図る。
- 第5期の第1段階、第2段階について、国の制度の見直しにより、第6期では第1段階に統合する。
- 第6段階から第11段階までの市民税課税層の負担割合を引き上げ、基準額を引き下げる措置を講ずる。
- 第12段階は、市民税課税層の更なる多段階化を実施し、保険料段階の負担割合を設定する。
- 第1段階から第3段階については、消費増税による増収分の一部を補填し、低所得者の負担割合の軽減を図るため、括弧書きの負担割合とする。

介護保険事業運営基金の取り崩し予定額(3年間)	50,000千円
-------------------------	----------

給付費の推計から算出した第1号被保険者の保険料額は次の表のとおりです。

●第6期の所得段階別保険料

区分	対象者	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.50 (基準額×0.45) 《基準額×0.30》	2,855円 (2,570円) 《1,713円》	34,260円 (30,840円) 《20,556円》
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.70 《基準額×0.45》	3,997円 《2,570円》	47,964円 《30,840円》
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	基準額×0.75 《基準額×0.70》	4,283円 《3,997円》	51,396円 《47,964円》
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.90	5,139円	61,668円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で「第4段階」以外の者	(基準額)	5,710円	68,520円
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円未満の者	基準額×1.20	6,852円	82,224円
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	7,423円	89,076円
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の者	基準額×1.55	8,851円	106,212円
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の者	基準額×1.80	10,278円	123,336円
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満の者	基準額×2.00	11,420円	137,040円
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間800万円以上1,100万円未満の者	基準額×2.30	13,133円	157,596円
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間1,100万円以上の者	基準額×2.60	14,846円	178,152円

※ () 内の数値は、平成27年度から消費増税に伴う国の低所得者負担割合の低減強化策
 《 》 内の数値は、今後、消費税率の改定に伴い想定される国の低所得者負担割合の低減強化策

(参考) 第5期の所得段階別保険料

区分	対象者	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	2,290円	27,480円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.50	2,290円	27,480円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.70	3,206円	38,472円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える者	基準額×0.75	3,435円	41,220円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の者	基準額×0.90	4,122円	49,464円
第6段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で「第5段階」以外の者	(基準額)	4,580円	54,960円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満の者	基準額×1.10	5,038円	60,456円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	5,725円	68,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の者	基準額×1.50	6,870円	82,440円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満の者	基準額×1.70	7,786円	93,432円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満の者	基準額×1.90	8,702円	104,424円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間800万円以上の者	基準額×2.00	9,160円	109,920円

(2) 事業の安定的運営

①要介護認定審査

保険者として要支援・要介護の認定を公正に行うため、的確な調査と、これに基づく厳正な審査を実施します。

②介護保険サービス提供事業者の指導・監督

介護保険サービスの提供については、利用者が自ら判断して適切にサービスや事業者を選択していくことができ、また、事業者が安心してよりよいサービスを提供していくことができる環境づくりが重要です。保険者には、これを通じて介護保険給付が適正に行われることが求められています。

そこで、地域包括支援センターなどと連携し、事業者に対する情報提供・相談体制を充実するとともに、事業者による主体的な情報公開や第三者評価への取組みなどによる利用者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

定員18名以下の小規模な通所介護については、平成28年4月から、地域密着型サービスへ移行し、指定・監督に関する権限も都道府県から市町村へ移譲されます。高齢者が主体的に、住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けることができる環境を整えていくため、市民・事業者と連携して「地域のサービス」として介護保険サービスを育てていくようにします。

県が指定・監督するサービス事業者についても、地域の実情に即したサービス提供が行われるよう、努めていきます。

③介護給付等費用適正化事業

介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、次の事業に取り組みます。

ア) 要介護認定の適正化

要介護認定にかかる新規申請のほか、更新申請及び区分変更申請の際にも、定期的に市の認定調査員が認定調査を行い、調査基準の均衡を図ります。また、更新申請及び区分変更申請にかかる認定調査について、事業者に委託して調査を実施した場合には、その結果を市が点検し、適正な調査が行われているかどうかを確認します。

イ) ケアプランの点検

介護サービスの利用者にとって適切なサービスが提供されるよう、ケアプランを点検し、よりよいケアマネジメントが行われるよう、居宅介護支援事業者と協力しケアプランの適正化を図ります。

ウ) 住宅改修費等の点検

住宅改修や福祉用具などの給付を行う際に、必要に応じ、現地での訪問調査等を行い、適正に給付が行われているかどうかを確認します。

エ) 医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会への請求情報による医療情報との突合チェックなどにより、不適正な介護報酬の請求が行われることのないよう点検を行うことで、適正化を図ります。

オ) 介護給付費通知

利用した介護サービスの内容と費用額の内訳をサービス利用者（または家族）に送付し、不適正な請求が行われていないかを確認してもらうことにより、適正化を図ります。

④サービス提供の適正確保

要支援・要介護認定や介護保険サービスの適正な利用については、市民・利用者の立場に立った関係づくりを進めるため、地域包括支援センター、ケアマネジャーをはじめ、市内におけるあらゆる機関が柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、県や国の関係機関との連携も図ります。

また、介護・福祉サービスが適正に提供されるためには、これらのサービスを担う人材の確保が必要です。

介護従事者の処遇については、平成27年4月から介護報酬にかかる算定基準が改正され、介護職員処遇改善にかかる加算強化がされており、さらに、サービスの将来を担う人材を育てていくことも重要です。市としても、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるよう努めます。

(3) 経済的支援施策

① 利用料の減免・軽減等

所得の低い方などに対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、次の利用料の減免・軽減策を引き続き講じていきます。

■ サービス利用料の減免

災害等により財産に損害を受けた場合や生計維持者の収入が著しく減少した場合に介護保険のサービス利用料（利用者負担）の額を通常の10%から減額又は免除するものです。

● 国の制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免の期間
◆ 災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の95	3か月
◆ 主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆ 主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆ 主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

● 逗子市独自の減免措置

区分	給付割合	減免の期間
◆ 主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間

■特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する負担軽減の経過措置の延長等

介護保険制度が施行される以前から特別養護老人ホームに入所されていた方を対象に、介護保険制度による自己負担が、施行前の費用徴収額を上回らないよう軽減するものです。この措置は平成22年3月31日までと定められておりましたが、当分の間、経過措置が延長されることになりました。

●利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	保険給付率	食費（月額）		居住費（月額）		
		基準額	負担限度額	基準額		負担限度額
第1段階	100分の97 ただし、自己負担額が費用徴収額を上る場合は100分の100	4.2万円	0.9万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	0万円
第2段階	100分の90 ただし、費用負担額を上回る場合は、 ① 100分の95 ② 100分の97 ③ 100分の100 と順次給付率を上げていきます。	4.2万円	1.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	1.0万円
第3段階		4.2万円	2.0万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	1.0万円

■障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減するものです。

●障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%

■社会福祉法人による軽減措置

生計が困難な方が軽減の対象となるサービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減するものです。

●社会福祉法人による軽減措置

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 ◆年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ◆預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ◆日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ◆負担能力のある親族等に扶養されていないこと ◆介護保険料を滞納していないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護福祉施設サービス ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	負担額の4分の1 （老齢福祉年金受給者は2分の1）

■介護老人保健施設等利用者負担助成

生計が困難な方が医療法人等が提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成するものです。

●介護老人保健施設等利用者負担助成

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 ◆年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ◆預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ◆日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ◆負担能力のある親族等に扶養されていないこと ◆介護保険料を滞納していないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保健施設サービス ・介護療養施設サービス 	負担額の4分の1

■高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

●高額介護（介護予防）サービス費の支給

(月額)

平成27年7月までの所得での段階区分	
利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円
・住民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・一般	37,200円

平成27年8月からの所得での段階区分	
利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円
・住民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・一般	37,200円
・現役並み所得者	44,400円

■高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

●高額医療合算介護（介護予防）サービス費

(年額)

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満	
	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
住民税世帯非課税	34万円	34万円
210万円以下	63万円	60万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
901万円超	175万円	212万円

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
一般	56万円	56万円
現役並み所得者	67万円	67万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

※毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

※支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

■特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設サービス等を利用した際に自己負担となる居住費や食費について、所得に応じて設定される利用者負担限度額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

区分	主な対象者
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者
第2段階	・世帯全員が市民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第3段階	・世帯全員が市民税非課税者で、上記に該当しない者
第4段階	・世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者 ・本人が市民税課税者

低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に所得要件、資産要件などを追加し、判定する。

- ・所得要件…世帯分離した場合であっても、配偶者が市民税を課税されている場合は対象外
- ・資産要件…預貯金等が単身1,000万円（夫婦2,000万円）を超える場合は対象外
- ・収入要件…給付額決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案

※偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス等を受けた場合、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収できる。

●利用者負担段階と補足給付

区分	食費（月額）			居住費（月額）			
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額	負担限度額	補足給付	
第1段階	4.2万円	0.9万円	3.3万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.0万円	①2.5万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
多床室	1.0万円	0万円	1.0万円				
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①1.3万円	①2.2万円
					②5.0万円	②1.5万円	②3.5万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室 ※	①3.5万円	①2.5万円	①1.0万円
					②5.0万円	②4.0万円	②1.0万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				

※①は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

②保険料率の減免

保険料率の設定に当たっては、できる限り低所得者に配慮するものとしていますが、特別な事情がある場合に、申請に基づき保険料の減免措置を引き続き講じていきます。

●国制度に基づく減免措置

区分	減免割合	減免の期間
◆災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の50	3か月
◆主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
◆主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

●逗子市独自の減免措置

区分	減免割合	減免の期間
◆主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除 6か月
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合 6か月
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	
介護給付の制限を受け、又は日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間